

規制改革推進会議（第17回）

議事概要

1. 日時：平成29年5月16日（火）10:00～10:48

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、江田麻季子、高橋滋、

野坂美穂、長谷川幸洋、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、

（政府）松本副大臣、西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官

（事務局）田和室長、刀禰次長、福島次長、石崎参事官、大槻参事官、

佐藤参事官、佐脇参事官、中沢参事官、西川参事官、渡邊参事官

4. 議題：

（開会）

1. 労働基準監督業務の民間活用について

2. 答申案について

3. 規制改革ホットラインについて

（閉会）

5. 議事概要：

○大田議長 おはようございます。「規制改革推進会議」第17回会合を開催いたします。

本日は飯田委員、古森委員、吉田委員が御欠席です。

本日は松本副大臣に御出席いただいております。ありがとうございます。

きょうはまず労働基準監督業務の民間活用タスクフォースにおける取りまとめについて、八代主査より御報告をいただきます。その後、答申案について審議を行います。最後に規制改革ホットラインについて、事務局より状況報告をいただきます。

恐縮ですが、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○大田議長 それでは、議題1「労働基準監督業務の民間活用について」に入ります。

八代主査より資料1について御説明をお願いします。

○八代委員 10分間の時間をいただいておりますので、簡潔にお話させていただきます。

まず1ページに「1. 検討の経緯」がございます。なぜこの問題を取り上げたかと申しますと、今、非常に労働時間を中心にして労働基準を守らせることが重要な社会的関心を生んでいます。この基準監督業務については定期監督が主流ですが、それが1年間に事業場全体の3%程度しか回れずに十分な監督が行われていない。また、これを実施すると違反している事業所が約7割と非常に高い割合で推移している。ですから、もっと監督官の数をふやせばもっと違反事業所が摘発されて、それだけ労働者の利益になるわけです。

さらに今、働き方改革実行計画で労働時間、残業の上限規制を強化して、罰則をもって担保することが決まったわけですが、そのためには監督指導の実効性を確保しないと机上の空論になりますので、ますますこの基準監督官の業務が重要になってきている。

もちろんそれは厚労省もわかっている、4ページの真ん中の表で、労働基準監督官数は傾向的にふえているわけです。しかし、だから現状でも大丈夫だと言うわけではなく、基準監督官自体はふえているのですけれども、基準監督署の定員はむしろ減っている。なぜかという、労働基準監督業務というのは大きく分けて3つあり、監督官による違反事業者の摘発だけでなく、労働安全衛生業務面で、化学品や建設・運輸関係で危険な事業場がある。それから、労災業務の認定とその執行という、大きく分けて3つの仕事がある。その中で主として労働安全衛生業務は技官が、また労災保険業務は事務官がやっているのですが、そちらのほうは、定年退職の後が補充されずに急速に減っている。結果的に労働基準監督官が、従来は別の方がやっていた労働安全業務と労災保険もカバーしなければいけないという、ますます忙しくなっている。これを示したのが下のグラフで、基準監督官はふえていますけれども、全体としてはむしろ減っているという状態です。こうしたなかで、監督官数が飢えなければ民間活用が必要になるということをも主張したわけです。

5ページを見ていただきますと、これまでの定期監督というのは労働者にとって危険な作業の多い製造業とか建設とかを中心をやっていたのですが、最近のように残業が問題になると、別に仕事自体は危険でないオフィスとか接客業も重要になってくるわけで、そちらに今後より大きなウエートをかけなければいけないという状況であります。

こうしたなかで当方の主張した点としては、10ページの民間委託の実施ということです。これは昔の規制改革会議でやりましたように駐車違反の取り締まりと同様に、民間に委託することで、警官を本来の警官でなければできない業務に集中させる、あるいは官民協働刑務所で少ない刑務官の補完的役割を民間企業にやってもらうとか、そういう考え方の延長です。基準監督官でなければできない仕事はもちろんそのままなのですけれども、その前段階として民間事業者の方に任意で事業場に入ってもらおう。そこで書類の精査や36協定が掲示されているか。そもそも36協定が結ばれているかどうかというのもチェックしてもらおう。もちろん拒否される事業場もあるわけですが、拒否したところには後で監督官が行くという一種の補完関係を設ければ、監督官の仕事の負担が減り、労働者の安全が保たれるのではないかという主張をいたしました。

2番目には12ページでのチーム監督という形です。今、基準監督官はほとんど1人で行くわけで、チェックすべき書類がたくさんあるときには非常に時間がかかるということと、一部の事業場ではやや危険なこともあるのではないかと。特に、女性の監督官もふえている中で、そういう意味で民間人をもう一人つけることによって、補助的な作業をやってもらうことにメリットがあるのではないかとということです。

3番目には、13ページですが、処分の実効性の確保ということです。今、司法処分もしているのですが、違反事業者の約1%にしか満たない。これも労働安全衛生関係は罰金額

が高いのですが、賃金の未払い、サービス残業の場合には見つかったとしても30万円以下の罰金で、時効も2年ですから、これでは実効性に欠けるのではないかと。この3点を主張したわけでありませう。

15ページがタスクフォースにおける検討結果であって、こういう形で「さらに」以下がほぼ厚労省と合意した内容でして、社会経済の変化を踏まえて、労働基準監督署における監督指導の実効性の確保・強化についても検討が必要であるということです。1番目の民間委託ですが、民間の受託者が36協定未届事業場に集中的に行きまして、自主点検をやる。就業規則をちゃんと策定しているか、労働条件の明示化をしているか。そういうところの取りまとめを行うということです。同意が得られた場合には指導を行う。応じられなかった場合は基準監督官が直ちに行くということでは合意したわけではなから。

ただ、2番目のチーム監督についてはなかなか現場の反発も大きくて、今回は合意は得られなかった。3番目の罰金額の引き上げや課徴金の新設を提言したのですけれども、それについては引き続き検討するというところで合意ができたわけではなから。

私の認識としては、まず一番大きなポイントであった労働基準監督業務の民間活用については理解を得られて、これは厚労省が来年度予算をとって、再来年度あたりから実行できるのではないかと。ある程度の成果は得られたのではないかと存じます。

○大田議長 ただいまの御説明に関し、御意見、御質問はございますでしょうか。

私から1点だけ、実施時期は来年度予算で、実施は再来年度ですか。

○八代委員 予算をとらないとこれできないということですが。

○大田議長 来年度は入札までということでしょうか。

○渡邊参事官 主査からのお話のとおり予算が必要だということで、平成30年度開始という予定で答申に盛り込もうと考えておりますので、予算をとって早ければ30年度からできればというふうに厚労省とは調整しております。

○大田議長 早ければ30年度。

○渡邊参事官 早ければと申しますか、この夏の予算要求の結果、予算がとれれば30年度から開始ということで今、考えております。

○八代委員 場合によっては今の予算の流用とか補正予算の可能性もあるのですが、どれだけ大規模かによって今、事務局が言ったような数字で考えております。

○長谷川委員 想定される民間事業者というのは、どういう会社あるいは業態になるのか教えてください。

○八代委員 説明を省きまして、これは基本的には社会保険労務士等を考えているのですが、それには限定せずに、ほかの公的資格を持っている人とか、あるいは資格がなくても長い間、民間企業で労務担当をやっておられたような方を雇っている事業者に委託するという考え方でありませう。

○長谷川委員 ほかの会社、例えば警備保障会社が新規参入するとか、そういうことも考

えていらっしゃるのでしょうか。

○八代委員 別に会社の業種は問わないわけですが、とにかく労働基準監督業務について詳しい知識を持っている人を雇ってもらわなければいけないということです。

○渡邊参事官 事務局から補足いたします。

先ほど御報告いただきました15ページの「したがって」の後、aの後の1つ目のポツの「民間の受託者」のところで、「入札により決定し」ということがございますので、一定の能力は必要になりますが、いずれにしろ一般競争入札という形で契約がなされることになると思っています。

○長谷川委員 しつこいようですけれども、当初はどのくらいの規模、例えば人数とか会社などを想定されるのでしょうか。

○八代委員 できるだけ多くやってほしいということで、向こうの説明ではまず36協定を締結すると届けなければいけないわけで、それを届けていない事業所に対してまずアンケートを送るということで、アンケートの回答を見て、あるいはアンケートの回答をしなかった事業所のうちから集中的に選ぶということで、どれくらいできるかはどれくらい予算がとれるかにも依存するわけです。

○長谷川委員 やるほう、つまり民間の調査する調査員が例えば数十人なのか、数百人なのか、数千人なのか。

○八代委員 それは当然数十人では全く足りませんから、ある程度の規模ということで、そこまではまだこれから具体的については詰めることになっていきますが、これはとりあえずフレームワークをまず合意したということです。

これについては厚労省のほうも、やはりこれはやる必要があるという点では基本的な認識はあるわけですので、今後協力して進めていきたいと思えます。

○高橋委員 厚労省との議論を横でお聞きしていたところ、特会会計に資金があるので、それで逆算的に36協定の未届けのところについて年度を限ってすべて回れるようにする、人数も逆算的に考えるとおっしゃっていました。ある程度の人数は確保できるのではないかと私は横目で聞いておりました。

○渡邊参事官 同じく先ほどの15ページをご覧くださいますと、先ほどの「民間の受託者」の2行目ですけれども、「36協定未届事業場（就業規則作成義務のある事業場、同義務のない事業場）」と記述をしております。「就業規則作成義務のある事業場」というのは10人以上の規模の事業場になりますが、今、想定をしておりますのは36協定が未届で、かつ10人以上の就業規則作成義務のある事業場についてまず実施する、これが厚労省からの説明ですと47.6万事業場あるということで、相当の規模になりますので、このような規模の事業場への送付、それから、その後の指導になりますので、当然ながら、一定の能力を持っている、それから、一定の人数を確保できるところが入札に応じることになるだろうと思っています。

○大田議長 特会は労働保険の特会ですね。

○江田委員 今、15ページのところで、チーム監督についてはなかなか難しかったという御説明があったのですけれども、12ページを拝見すると、民間との組み合わせ提案についてはなかなか難しいのではないかというくだりがあります。ただ、民間の力を利用してというところでは合意がとられているわけで、なぜチームのところの反発があったのか、その経緯を御説明いただけますか。

○八代委員 ありがとうございます。それは大事なポイントでして、つまり民間事業者を使うというのは厚労省の監督官とは全く別個に、いわば先触れといいますか、先に民間事業者が行って、そこで情報を得て厚労省の監督官が行く。それはいいのだけれども、チーム監督ということは逆に言うと、監督官が実際に企業に行って指導するということは、相手の返答次第では司法処分にまで行くことである。そういう公権力の行使については幾ら補助的な業務であっても民間人を入れたくはないという考え方でした。これについては今回は一応見送って、次回にまた考えたいということであります。

○長谷川委員 その前触れというのは、つまり前さばきということですか。

○八代委員 前さばきです。

○大田議長 ほかよろしいでしょうか。御異義がなければ今の15ページにある検討結果を答申に盛り込みたいと思いますが、御異義ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、これを答申に盛り込むということで進めます。

議題2「答申案について」。答申案の内容について議論をいたします。事務局より資料2及び席上に配付している第1次答申案について説明をお願いいたします。

○佐脇参事官 それでは、事務局から御説明いたします。

お手元の資料2は、「規制改革推進に関する第1次答申(構成案)」となっております。委員限り席上配付の資料が3点ございまして、1点目は答申案の全体像でございます。そのほかに付属1といたしまして、フォローアップ結果の配付物。付属2といたしまして意見等の今期のものを束ねたものということでございます。

資料2に戻っていただきまして、答申案の構成でございますが、これは席上配付の答申案本体を1枚めくっていただきますと目次になってございまして、おおむねこの目次の丸の番号のレベルのものを構成案として改めてとりまとめたものとなっております。したがって、答申案の席上配付の資料をもとに全体をざっと、短時間でございまして、御説明したいと思っております。

答申の題名でございますが、「規制改革推進に関する第1次答申～明日の扉を切り開く～」となっております。日付が書いております。

ページをめくっていただきまして目次でございますが、「Ⅰ 総論」「Ⅱ 行政コストの削減に向けて」「Ⅲ 各分野における規制改革の推進」ということで、「1. 農業分野」「2. 人材分野」「3. 医療・介護・保育分野」「4. 投資等分野」「5. その他重要課

題（インバウンド支援等）」は、本会議で取り扱ったものについてまとめたものでございます。

目次最後になりますが、次のページ裏側、参考資料として委員名簿、審議経過を付してございます。

それでは、簡単に全体の概略を御説明したいと思います、下のページが振ってありますので、それを言及しながら進めます。

「I 総論」でございまして、「1. はじめに」の中で設置の経緯、総理の御発言の概要を述べた上で、「2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割」を示してございます。規制改革の意義を①～⑤に簡潔にまとめた上で、会議の役割といたしまして1つは長年にわたって解決の方向性を見出せずにいる岩盤規制の改革に対し、改革の道筋を生み出すこと。加えて、ICTに見られるように新しい技術が進展する中、既存の規制手法を陳腐化させ、より簡便で効果のあるルールづくりを可能としているので、適合しない古い規制を改革することが会議の重要な役割であると言及しつつ、その下4行で、それに関連する今期の大きなテーマでございました行政分野に関するコスト削減の取り組みについて触れております。

ページをめくっていただきまして、その際に会議が役割を果たす上で重視してきた点を2つ述べておりまして、第1は、規制改革の要否についての多角的な視点から熟議を重ね、論点、意見を国民にわかりやすく公開し、問題意識を喚起するという役割でございまして、

第2が、課題設定や事実関係についての利用者の立場に立った合理的かつ多角的な把握の努力。それから、規制でございまして、他にも増して国民に対する十分な説明が必要であり、根拠に基づく政策立案をもっと求められ、その理念に沿った議論をこの会議で進めていくという趣旨を述べております。

「3. 審議経過」でございまして、テーマ設定と審議体制、重点的フォローアップ、3ページに行きまして公開ディスカッションの開催、（4）は規制改革ホットラインにおける提案受付で、3つ目のパラグラフには8月以降、582件の提案の受付と書きました。ページをめくっていただきまして4ページの上でございましてけれども、今期会議においては141項目のうち、約7割がホットライン関連の提案と書いてございます。（5）は規制レビューの着実な推進で成果が書いてございます。

総論といたしましては、あとは「4. 本答申の実現に向けて」ということで、規制改革実施計画の閣議決定が必要であり、政治のリーダーシップに強く期待と書き、「5. 次のステップへ」といたしまして、次期会議の活動方針の策定や決定事項のフォローアップが引き続き必要ということになっております。

以上が「I 総論」でございました。

続きまして5ページ目「II 行政手続コストの削減に向けて」ということで、「2. 行政手続部会における検討及び取りまとめと」ありますが、先般取りまとめられました報告書の概要を以下に記載してございます。2ページ目には審議経過、諸外国の取り組み、あるいは事業者アンケート、対日直接投資推進会議、未来投資会議における検討の成果の活用

等と、14回本会議での経済3団体の長からの御説明、総理大臣からの御発言を引用してございます。

6ページ目以降、概要の骨子、骨格でございますけれども、3原則、重点分野、削減目標、戦略的な取り組みの推進で、「3. 今後の取組」、7ページでございます。2つ目のパラグラフに「したがって」とございますが、おおむねここに記載している事項が、後ほど政府方針といたします閣議決定事項、規制改革実施計画に盛り込めることを想定し、記述しているものでございます。

以上がⅡでございました。

7ページ目「Ⅲ 各分野における規制改革の推進」でございまして、各分野につきまして同様の構成で具体的な改革項目に関して記述してございます。

「1. 農業分野」（1）、次のページには具体的な規制改革項目でございまして、8ページ中ほど（2）でございまして、①生産資材価格の引き下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立ということで、①にはア、イと並んでございまして、次のページに移ります。9ページ中ほど以降、牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革で、これも同様にア、イと並んでございまして、いずれも各項目に「したがって」と書いてある以降につきまして、先ほどの行政手続部会の報告、関連の記載事項同様、閣議決定事項と想定しながら書いているものでございます。

10ページ目③で農協改革の着実な推進、11ページ目には農地の利用を促進する規制改革ということで、ア、イ、ウというふうに続きます。

（3）は森林・林業及び水産業ということで、①林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進。②で漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実となつてございまして、（4）は重点的にフォローアップに取り組んだ事項ということで数項目並んでございます。

以上が農業分野でございまして、次のページから人材に入ります。14ページ下半分「2. 人材分野」でございまして、具体的な項目は次のページでございまして、①転職先がより見つけやすくなる仕組みづくりということで、ジョブ型正社員の雇用ルールの確立、その他、下のイを含めて2項目が書いてございます。

次のページでございまして、人材の2項目めでございまして、転職して不利にならない仕組みづくりということ。その次のページには安心して転職できる仕組みづくりということで、労働法知識向上の促進という項目が書いてございます。

以上が人材でございまして、引き続きまして17ページ「3. 医療・介護・保育分野」でございまして。

ページをめくっていただきますと、最初の総論部分で特にこの分野につきましては「検討の視点のうち」と書いてございまして、介護サービスの提供と利用のあり方に係る改革ということで、前半にわかりやすく4項目の概括的な説明が書いてございます。

次のページでございまして、具体的な項目でございまして、介護サービス利用者の選択に資

する情報公表制度及び第三者評価の改善ということで、アからケまで項目が並んでおります。

次のページ、飛ばしまして21ページ下半分でございますが、介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせの実現ということで、これはアからオまでの項目が並んでございまして、22ページ目、23ページ目に続きます。

23ページの下からでございますが、介護サービス供給のあり方の見直しということで、アはサービス需要の見込み及び見込み量の確保のための方策、次のページにイ、ウ、エと続いております。

25ページ、4本目の柱でございますけれども、介護事業の展開促進・業務効率化の促進ということで、これも同様のアからエの項目がそこに書いてございまして、定期巡回、随時対応型、訪問介護、看護等々の項目、介護報酬だけの簡明化、その他の項目が並んでございます。

27ページでございますけれども、本会議でも扱ったかと思いますが、社会保険診療報酬支払基金に関する見直しということで、アは機能ごとに分担可能なコンピューターシステムの構築ほか、ア、イ、ウと次のページにわたりまして項目が並んでございます。

29ページ目⑥でございまして、新医薬品の14日間処方日数制限の見直し、⑦機能性表示食品制度の改善ということで、⑦は個別の項目が多くございまして、アからクまで、32ページまで項目がそれぞれ細かく並んでおります。

32ページ、下ほどでございますけれども、保育所等の利用に関する修了証明書の見直しということで、修了証明書の標準的様式の作成その他の項目が並んでございます。

33ページの下⑨金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受け入れについての周知ということでございます。

ページをめくっていただきますと、他の分野同様、重点的フォローアップに取り組んだ事項ということで何項目か並んでいるという構成になってございます。

次の分野は35ページ下半分の「4. 投資等分野」でございます。

この分野は非常に項目数が多くございますので、(1)の中に小見出しで主要な柱について触れた上で、同じ構成で(2)の具体的な規制改革項目の記述に移ってまいります。

37ページ、税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化ということで、ア、イ、ウ、エの項目が数ページにわたりまして書いてございまして、39ページ目から次の項目、官民データ活用でございます。これもアからエまでの項目になってございます。地方自治体等の保有するデータの活用、その他の項目、関連の項目が不動産登記の項目まで並んでございまして、42ページに飛びます。IT時代の遠隔診療、次のページにはIT時代の遠隔教育ということで項目が並んでございます。

以上、4まで行きまして、次は45ページには日影規制の見直しということで、駅舎や路線敷沿いの車庫における日影規制の見直し、その他の項目がこのページにまとめて書いてございます。

柱としては46ページ⑥電波周波数の調整・共用ということで、公共用周波数帯域の割り当て、用途開始、利用状況、調査方法のあり方の見直しを皮切りに、オまでの項目が並んでございます。

47ページ下、見出しだけになっておりますが、次世代自動車、水素自動車の燃料電池自動車の関連規制見直しは非常に多くございまして、項目だけでアからユまでございまして、60ページまで項目が続いてございますので、恐縮ですが、飛ばさせていただきまして60ページに移ります。

投資等分野は、ホットライン要望の多くのものがこの分野で改革項目として列挙されてございまして、⑧その他がその多くのものになりまして、アからチまでになってございまして、4ページ、5ページほど続いてございます。

以上が投資等分野でございまして、最後65ページに「5. その他重要課題（インバウンド支援等）」とまとめましたが、これは本会議のmatterでございまして。

「（1）規制改革の目的と検討の視点」ということで、これは複数の項目が束になってございまして、少し小分けになってございまして、65ページの下の方にインバウンド支援、地方における手続上の書式・様式、本日御議論いただきました労働基準監督業務における民間活用の3点を主なテーマとして真に行ったと書いてございまして、それを総論的に記述したものが66ページでございまして。

第1のテーマ、インバウンド支援、観光その他、オリンピック・パラリンピックを控えた日本の魅力を発揮するために必要な対応策を行っていくということで、旅館業法などの民泊についての記述、それから、66ページ中ほどには「次に」ということで、移動・輸送サービスに関連する検討の視点。それから、第2のテーマとして地方における手続・書式、第3は労働基準監督業務における民間活用に関する趣旨をまとめて書きました上で、67ページから具体的な項目の説明になってございまして。

①ICT、AI等の技術革新を生かした旅客運送事業等の規制改革ということで、ア、イ、ウ、エ、オということで項目を並べました。

68ページ、下ほどに地方の需要に応える貨物運送事業規制改革ということで客貨混載、次のページには営業所新設の車両台数規制の見直しでございまして。

③は第二種運転免許受験資格ということで検討を行う旨が書いてございまして、次のページからは旅館業に関する規制、地方における規制改革で、御議論をいただいた内容の要旨がここに書いてございます。

71ページ下半分の⑥は、労働基準監督業務の民間活用ということで、本日の取りまとめの資料の後ろのほうに書いてあった事項につきまして、ここに閣議決定を想定した記述をさせていただいているところでございまして。

72ページに本会議で行いましたフォローアップといたしまして、民泊、地方の規制改革等が並んでございまして。

以上が本体でございまして、74ページには委員名簿、76ページ以降、数ページにわたり

まして本会議、各ワーキング・グループ、タスクフォース、最後に公開ディスカッションに関する審議の経過が日付と議題を簡単に付す形でまとめてございます。

以上、事務局から説明いたしました。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、まず座長、部会長の方に補足の御説明をお願いしたいと思います。

まず高橋部会長からよろしく申し上げます。

○高橋委員 それでは、補足的に御説明申し上げます。5ページでございますが、行政手続コストの削減については、御承知のとおり、3月29日に行政手続部会の取りまとめを決定いたしまして、本会議において経済3団体の長の御出席のもと、総理に御報告を申し上げます。

具体的には、3つの簡素化原則、すなわち「行政手続の電子化の徹底」「同じ情報は一度だけ」「書式・様式の統一」に基づきまして、重点分野について2020年までに行政手続コストを原則20%削減することとしております。

これを受けまして、各省庁が6月末までに基本計画を策定することになっております。これを今後、行政手続部会としてフォローアップをする予定でございます。7ページに部会のとりまとめ要旨を書いております。以上、簡単でございますが、行政手続部会の答申案の概要につきまして御報告を申し上げます。

○大田議長 ありがとうございます。

では金丸座長、お願いいたします。

○金丸議長代理 農業分野は7ページから14ページになります。今期の農業分野の答申案は、前身の規制改革会議において秋までに結論を得ることとしていた事項を中心に精力的に審議し、これらの成果と関連の課題が中心となっています。

まず「生産資材価格の引き下げ、生産者に有利な流通加工構造の確立」及び「牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革」については、与党内の議論を経て、農業競争力強化プログラムとしてまとめられ、今国会において関連する法案の提出に至っておりますが、農産物流通や卸売市場等に関する制度、生乳流通の具体的な運用ルール等の整備について、引き続き検討・フォローアップしていく必要があります。

次に、農協改革については、集中推進期間の期限も迫っておりますので、従前の課題である地域農協の改革、例えば信用事業の取り扱い等を含め継続的にフォローアップしてまいります。

新たな柱としましては、農地の利活用を促進する規制改革として、農地の集約化を促す農地中間管理機構の仕組みの改善や転用をめぐる諸改革、農地にコンクリートを敷いてハウスや植物工場を設置する場合も、農地の扱いを継続することについての検討を進めることとなっています。

最後に、林業や水産業についても記載させていただきました。これらは一次産業の成長産業化という観点から、来期以降、本格的に取り組んでまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが、農業分野の答申案の概要につきまして説明をさせていただきました。

○大田議長 ありがとうございます。

では安念座長、お願いいたします。

○安念委員 今期の人材分野の答申案は、転職、失業なき労働移動をキーワードに、具体的な規制改革項目を取りまとめました。

まず本年4月に公開ディスカッションで議論をしましたジョブ型正社員の雇用ルールの確立については、今期の人材分野の目玉と考えております。ジョブ型正社員の雇用ルールについては、いまだ法的な整備が十分とは言えないため、個々人がより安心して多様な働き方を選択できるよう、関係法令を含むさらに必要な方策について検討を進めてまいりたいと思います。

本年1月に規制改革推進会議として意見を公表していただきました法定休暇付与の早期化も、今期の人材分野のいまひとつの目玉であると考えております。この点については、先般公表した意見の内容の実現に向けて、関連する指針を改正し、その後、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行い、関係法令の、ということつまり労基法のことですが、改正を含む方策を検討してまいりたいと思います。

なかなか難しいなと思いましたが、公開ディスカッションで、先生方にいろいろ御協力をいただきましたが、労使ともに足並みをそろえて消極的。次に、議長には、有休付与の前倒しについて、大分力を入れてプレスの皆さんに御説明をいただいたのですが、記者の皆さんは、有休っていうものが世の中にあるんですか、みたいな御反応でした。よって、双方とも仕掛品だという認識でございます。ありがとうございました。

○大田議長 次に林座長、お願いします。

○林座長 今期の医療・介護・保育分野の答申案の重点は、介護サービスの提供と利用のあり方の見直しです。国民、利用者の目線に立ち、ことし2月の公開ディスカッションを含めて事業者、自治体、在宅介護する家族や介護従事者の切実な声をお聞きして、丁寧に議論してまいりました。

1997年の介護保険法成立から20年たち、超高齢化社会を目前に改革は待ったなしの状況です。まずは、例えば病院からの退院時など、介護の入り口で利用者・家族がニーズに合った介護サービスプランを選択しやすくする必要があります。

そのため、答申案では、選択に役立つ「情報公開と第三者評価制度の改善」や、在宅介護の限界点を引き上げる「保険内外サービスの柔軟な組み合わせを可能とする全国的なルールの明確化」などの改革項目を取りまとめました。

答申案の総論で、開かれた議論を進めることが岩盤規制を改革する上では不可欠だということ。ともすれば規制の目的が情緒的に語られたり、利用者の立場が忘れられたりしがちであるが、Evidence Based Policy Makingが最も強く求められるということを打ち出しておりますが、本件につきましても政治のリーダーシップのもと、確実に実行されるよう

に願っております。

その他、答申案では医療・保育分野の改革項目を取りまとめておまして、特に皆保険制度を支えます診療報酬の審査の効率化と統一性の確保については、ICT活用による業務や組織の改革の迅速な実現を再度、具体的に求めています。

以上、簡単でございますが、概要の説明を終わります。

○大田議長 ありがとうございます。

では原座長、お願いします。

○原委員 投資等分野では、デジタル化に対応した規制改革を中心に取りまとめています。多くの項目がありますが、大きく5つの柱に取り組んでいます。

1つ目は、税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化です。具体的には年末調整プロセスの合理化、また、住民税額通知は現在は紙で交付されて、企業に膨大な事務負担をもたらしているわけですが、その電子化。さらに年金・健康保険・労働保険でそれぞれ届け出が求められている縦割手続の見直しを求めています。

2つ目に、官民データの活用です。地方自治体の保有する個人データ活用に係る立法措置の検討のほか、不動産登記について登記情報の無償公開の可否を含めた検討などを求めています。

3つ目に、IT時代の遠隔診療・遠隔教育。いずれもこれまで規制改革がなされてきましたが、本格的な普及に至っていません。要因は対面を原則とする規制や運用が残っていることです。これらの見直しを求めています。

4つ目に、日影規制の見直し。マンションの建てかえなどの制約要因になっている日影規制の運用見直しを求めています。

5つ目に、電波周波数の問題です。第4次産業革命などに伴って新たな電波利用のニーズが高まっています。これに対応するため、公共部門に割り当てられた周波数について情報開示の拡大、目標を設定しての民間開放などを求めています。

以上です。

○大田議長 ありがとうございます。

答申内容の調整は、まだ続いているということですね。。

○佐脇参事官 はい、本日御審議いただくものでございます。

○大田議長 今の段階で御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、まだ折衝が続いているものもありますが、答申案は本日の座長、部会長の御指摘も踏まえて取りまとめることとし、次回会合で安倍総理に提出いたします。

今後の修正につきましては、私と金丸議長代理に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 ありがとうございます。

会議後回収とされております答申案については、くれぐれもお持ち帰りになりませんようよろしくお願いいたします。

それでは、議題3「規制改革ホットラインについて」を事務局より御説明お願いいたします。

○渡邊参事官 まず資料3-1のホットラインの運用状況でございます。

受付件数は、先ほどの答申案の中にも数字を盛り込んでおりましたが、本年4月30日現在、582件になっております。

検討要請につきましては、前回以降30件の新たに検討要請を行っておりますので、累計581件となっております。

所管省庁からの回答状況は、そのうち526件となっております、分類は右にあるとおりでございます。

2ページ以降が2ポツのところの前回以降の新たな検討要請30件の具体的な項目名でございます。

続きまして資料3-2「各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項(案)」でございます。本年3月1日から4月14日までに回答があった事項につきまして、ホットライン対策チームで内容審査を行っていただきまして、更に精査・検討を要すると認めたものが次のとおりでございます。

「◎」がワーキング・グループあるいは本会議で既に検討している事項あるいは検討を予定している事項、「△」が事務局が事実関係を確認する事項としておりますけれども、人材ワーキング・グループ関連が△1つ、医療・介護・保育ワーキング・グループ関連で△を付けているものが7つ、投資等ワーキング・グループ関連は、先ほども水素関係の事項が非常に多かったのですが、ホットライン要望事項について、既にワーキング・グループで審議いただき、◎が非常に多く付いており、また、△が幾つかございまして、計46を精査・検討事項としてございます。

具体的な内容は、1ページ以降に付けてございます。

以上でございます。

○大田議長 それでは、野坂主査から何か補足はございますでしょうか。

○野坂委員 今回のホットライン対策チームにおいて内容審査を行った結果、幾つかの事項について御報告申し上げます。

まず農業ワーキング・グループと人材ワーキング・グループについては、特に議論はございませんでした。

次に医療・介護・保育ワーキングの「食薬区分で医薬品として扱われる成分本質(原材料)を含む生鮮食料品について」に関してですが、これについては非常に内容が難しいこともあり、森下委員に改めて詳細内容を御教示いただいた上で、事務局で事実関係を整理し、場合によっては来期のワーキング・グループ等で扱うかどうかを検討いただくこととなりました。また、「一般の医療法人でも調剤薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるようにすべきである」との要望については、委員の中から医療法人が主な業務として医薬品の販売を行うことは想定しがたいという御意見をいただいております、これも事

事務局で事実関係の確認を行うことを予定しております。

次に投資等ワーキング・グループの一覧をご覧くださいますと分かります通り、投資等ワーキング・グループの案件で印がついたものが多かったのですが、このうち日影規制関連、そして次世代自動車（燃料電池自動車関連）については、既に投資等ワーキング・グループで取り上げられており、答申に盛り込むこととなっております。

また、△の印がついております、さらに精査・検討する事項は、金融関係や事務手続に関する要望が比較的多く見られました。

そのほかには「美容師法の改正による『まつ毛美容師』資格の新設」についても議論がなされ、まつ毛エクステンションの施術の業務というのは、厚労省からの課長通知により美容師が行うこととなっておりますが、実際には美容師資格を有していない者が施術を行っているケースも少なくないことが推測されることから、その現状や実態がどうなっているのかを事務局において照会し、確認いただくことになっております。

以上がホットライン対策チームからの報告となります。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して御意見、御質問ございますでしょうか。原さん、どうぞ。

○原委員 細かい項目ですけれども、今、投資等ワーキングの中で御紹介のあったまつ毛美容師の問題というのは、結構昔から議論があって、本当に美容師の資格でまつ毛エクステンションを見るのが合理的なのかという議論は、十分検討すべき課題かと思っておりますので、また引き続きやりたいと思っております。

○大田議長 本当にこれは長い課題ですね。

ほかいかがでしょうか。4月30日時点で対応不可となった216は、この後の行き先はどうなっているのでしょうか。

○渡邊参事官 ホットライン対策チームの議論として印を付けていないものでも、個別にまた各ワーキング・グループで見えていただいて、取り上げることはもちろんあることだと思っております。

○大田議長 まだ手元に置いてあるという感じなわけですね。

○渡邊参事官 必要に応じて、各ワーキング・グループ等でご議論をいただくものだと思います。

○大田議長 わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かありますでしょうか。

○佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。また、議長からお話がありましたとおり、答申の案文、付属1、付属2の資料は回収いたしますので、席上に置いていただきたいと思います。

本日のこの後の議長による記者会見では、資料2の構成案を公表することになりますの

で、御承知おきください。

以上です。

○長谷川委員 先ほどの資料1のタスクフォースの取りまとめは、きょう時点で公開されるのですか。

○大田議長 されます。内容については前回、タスクフォースの後の記者会見でも発表していただいています。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。